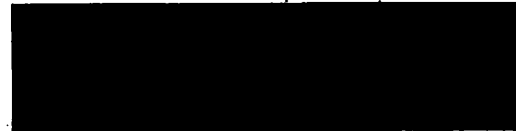


裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年1月25日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成29年10月24日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取消す。

事案の概要

- 1 平成23年5月2日付けで、処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、保護を開始した。
- 2 処分庁は、請求人が行った資産申告等により判明した請求人名義口座への請求人の長男（以下「長男」という。）からの振込入金は未申告収入であるとして、平成29年10月24日付けで、請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件返還決定」という。）を行った。
- 3 平成30年1月25日付けで、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1. 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

法第63条にもとずく、返還金・徴収金等についての決定通知に対し長男からの仕送りとの決付けであり、状況的な書類のみで判断しておりそれ以外の調査をしていないので、本件返還決定は無効である。

(2) 平成30年3月27日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和元年6月3日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年3月23日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成23年5月2日 処分庁にて生活保護開始。

(イ) 平成27年12月22日 請求人より資産申告書を受領する。
請求人名義の貯金通帳により、長男から10,000円(平成27年6月3日付分)、5,000円(同年6月9日付分)、10,000円(同年7月15日付分)、12,000円(同年8月5日付分)と計4回の入金があった事実が判明する。

また、請求人宛てのA社からの93,582円の振込依頼書とB社による額面254,697円の債権回収委託通知書の各写しを受領する。

(ウ) 平成28年12月2日 請求人より資産申告書を受領する。

長男からの入金について尋ねたところ、請求人が肩代わりした長男の携帯電話代の返金であると回答

する。

請求人名義の口座について、平成27年8月5日以降の入出金記録が不明である為、法第29条に基づき照会することとした。

(工) 平成29年3月13日

請求人宅へ家庭訪問。長男からの入金について、再度聞き取りを行ったが、長男の携帯電話滞納金返済の立て替え払いにかかる長男からの返金と答えるのみであった。

(オ) 平成29年8月8日

銀行から文書照会に対する回答書を受理する。

(カ) 平成29年8月18日

請求人が処分庁に来庁し面談。前述の文書照会の結果から平成28年5月9日付で長男からの5回目の入金5,000円を確認したため、聞き取りを行った。

その入金についても、平成27年6月からの4回にわたる入金と同様に、長男が支払うべき負債の立て替え払いの返金と回答する。

請求人に対し、それは長男の負債ではなく請求人の負債となっている以上、それらの送金は仕送り金と判断されてもやむを得ないのではないかと説明しても、請求人は理解せず憤慨し納得しないままとなる。

この件については、後日上司と協議すると請求人に話し、その結果による指導が行われると伝える。

(キ) 平成29年8月22日

処分庁内でケース診断会議を実施。会議において、銀行口座の振込履歴と請求人の申述より長男からの送金は、客観的に見ると仕送り金と判断せざるを得ないが、請求人は資産申告書提出の際、振込金の履歴のある通帳も提示していることから、隠ぺいの意味は感じられないため、法第63条による返還決定をすることとした。

(ク) 平成29年9月19日

請求人が処分庁に来庁し面談。請求人に対し、長男からの振込金は仕送りによる収入として収入認定されるべき入金であったと判断し、全額返還となる

こと、後日書面で決定通知書を送付することを説明。

(ケ) 平成29年10月24日 長男からの送金について、仕送りによる収入と判断し、法第63条により42,000円の返還を決定する。

(本件返還決定理由)

請求人に長男からの仕送りによる収入があったため、平成27年6月から平成28年5月に支給した保護費のうち、42,000円については資力がありながら保護を受けたことに該当するため、保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた法第63条に基づき、返還決定します。

イ 本件返還決定の正当性について

仕送り、贈与等による収入に関しては「生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)」第8-3-(2)-イ-(ア)において、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること」とされており、また、次官通知第8-3-(3)においては、収入として認定しないものが列記されている。

本件入金に関し請求人は、請求人名義で契約した携帯電話を長男に貸与し、その使用料の滞納金の返金として請求人に送金があったものであると申述しているが、本来、請求人が契約している携帯電話の使用料の支払義務は契約者である請求人にあることを踏まえると、本件入金が長男からの「仕送り、贈与等」とであると判断せざるを得ず、また、「社会通念上収入として認定することを適当としないもの」に該当するとも言えない。

そして、本件入金は、次官通知第8-3-(3)の収入として認定しないもののいずれにも当てはまらないため、収入認定から除外することもできない。

なお、請求人は審査請求の理由として、「状況的な書類のみで判断しておりそれ以外の調査をしていないので、本処分は無効である」と記載されているが、貯金通帳と法第29条に基づく調査により長男から請求人名義の口座への送金の履歴を確認しており、また、改製原戸籍により長男が請求人の長男である事実も確認している。

よって、本件返還決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求については棄却されることが相当である。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

- ア 平成29年10月24日付けで起案した返還金・徴収金決定書の決定理由には、「長男からの仕送りによる収入について法第63条により返還決定します。請求人に、長男からの仕送りによる収入があったため、平成27年6月から平成28年5月に支給した保護費のうち、42,000円については資力がありながら保護を受けたことに該当するため、保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた法第63条に基づき、返還決定します。」との記載がある。
- イ 平成27年12月22日に処分庁が受理した資産申告書には、負債として、「金額(円) 256,000、借入先 B社、返済状況 27ヶ月 月当り10,000-支払い」との記載がある。
- ウ 平成27年12月22日に処分庁が受理したA社からの請求書には、請求額として93,582円との記載がある。
- エ 平成27年12月22日に処分庁が受理したB社からの債権回収委託通知書には、委託債権額として、254,697円との記載がある。
- オ 平成27年12月22日に処分庁が受理した請求人名義の通帳の写しには、長男からの10,000円(平成27年6月3日付分)、5,000円(同年6月9日付分)、10,000円(同年7月15日付分)、12,000円(同年8月5日付分)の計4回入金があったことが確認できる。
- カ 平成28年12月2日に処分庁が受理した資産申告書には、負債として、「金額(円) 205,102、借入先 A社、返済状況 毎月10,000-返済、金額(円) 254,697、借入先 B社、返済状況 毎月10,000-返済」との記載がある。
- キ 平成28年12月2日に処分庁が受理した請求人名義の通帳の写しには、長男からの10,000円(平成27年6月3日付分)、5,000円(同年6月9日付分)、10,000円(同年7月15日付分)、12,000円(同年8月5日付分)の計4回入金があったことが確認できる。
- ク 平成29年8月22日付けのケース診断会議記録票には、問題点として、「長男からの平成27年6月3日の10,000円、6月9日の5,000円、7月15日の10,000円、8月5日の12,000円、そして平成28年5月9日付の5,000円の確認した振込入金については、肩代わりした長男からの返済金との事である。その長男の借金内容は請求人名義の携帯電話代で、50万円にも上る支払い義務

が発生しそれを自分が毎月10,000円ずつ返済することになったため、その分を長男からの送金による返済を受けていたというのである。それ故、その振込入金収入にはならないのではないかと前任者に報告していた。以上の経過において、請求人にとってはもう解決したと思っているこれらの件についての返還は応じられないと憤っているが、処分庁においては返還決定を行ってもよいかどうか？その際、法第63条返還にできるかどうか？」と記載がある。また、会議の要点、内容及び結論として、「長男からの送金合計42,000円は、仕送り金と判断せざるを得ないため、全額を法第63条による返還とする。」との記載がある。

ケ 平成29年8月8日に処分庁が受理した請求人にかかる銀行の取引状況についての回答書には平成28年5月9日に長男から5,000円の入金があったことが確認できる。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。
- (3) 次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と定めている。

2 本件返還決定について

(1) 長男からの振込入金について

請求人は、長男に貸与した請求人名義の携帯電話の未払い料金を肩代わりしていることへの返金であるため、長男からの振込入金は仕送りではないと主張しているものと推認される。

しかしながら、前記1(1)のとおり、被保護者には、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活費の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則とされているため、長男からの振込入金を請求人世帯の収入として認定すべきであるとした処分庁の判断に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

(2) 処分庁の判断について

処分庁は、仮に使用者が長男であったとしても、携帯電話の利用料金の支払義務は契約者である請求人にあることを踏まえ、長男からの振込入金は「仕送り、贈与等」であると判断し、「社会通念上収入として認定することを適当としないもの」にも該当しないことから、その全額を返還対象としたものと認められる。

しかしながら、法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものであり、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量行使しなければならないとされている（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

本件返還決定が過去に遡って行われることを踏まえ、処分庁が本件返還決定を決定するまでの間に、請求人の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件返還決定により費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

(3) まとめ

17

以上のとおり、長男からの振込金は請求人世帯の収入であるとした処分庁の判断には一定の合理性が認められるものの、返還額の決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、本件返還決定は取消しを免れない。

- (4) 上記以外の違法性又は不当性の検討
他に本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の

取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

